

# 告 示

## 埼玉県告示第六百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

妻沼福川特定猟具使用禁止区域（銃）

### 二 区域

平成十四年埼玉県告示第九百六十一号で告示した区域

### 三 存続期間

令和元年十一月一日から無期限

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器